

きょたくかいごしえんじゅうようじこうせつめいしょ
居宅介護支援重要事項説明書

重要なご説明が記載されておりますので、必ずお読み下さり大切に保存されます様お願い致します。

シスナブ御津居宅介護支援事業所

1. シスナブ御津居宅介護支援事業所が提供するサービスについての相談
(連絡) 窓口のご説明

電話番号	079-324-0767
FAX 番号	079-324-0768
営業日	通常月曜日から金曜日まで ただし、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除きます。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

* 営業日・営業時間以外の連絡先：電話番号 079-324-0767

2. 当事業所概要についてのご説明

事業所名	しすなぶみつきたくかいごしえんじぎょうしょ シスナブ御津居宅介護支援事業所
所在地	〒671-1311 兵庫県たつの市御津町中島 980-3
介護保険指定番号	兵庫県指定 2874100106
サービスを提供 する実施地域	たつの市・太子町・相生市・姫路市 (家島町、夢前町、香寺町、安富町を除く) (交通費・利用料の自己負担はありません)
法人の名称	しゃかいふくしほうじん ゆめこうぼう 社会福祉法人 夢工房
所在地	〒659-0095 兵庫県芦屋市東芦屋町 6 番 10 号
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 滝澤 功治

3. 当事業所の職員についてのご説明(契約書第3条参照)

職名	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1	介護支援専門員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理、職員の指揮命令	常勤(兼務)
介護支援専門員	2以上	居宅介護サービス計画作成、居宅サービス事業者との連絡調整サービス実施状況把握・評価・利用者状況の把握、給付管理、要介護認定(更新・変更)申請に対する協力、援助、相談業務	常勤
事務職員	1	利用実績集計 介護報酬請求等の事務	常勤(兼務)

4. 事業の目的および方針についてのご説明

事業の目的	要介護者の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用する居宅サービス計画等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等と連絡調整その他適宜の提供を行う。また、要介護者が介護保険施設等への紹介などの便宜提供を行うことを目的とします。
事業の方針	利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮してケアプランを作成します。 利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条の具体的取り扱い方針を遵守します。

内容及び手続きの説明及び同意	居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。 なお、この内容を利用申込み者又はその家族に説明を行うにあたっては、理解が得られるように、文書の交付に加えて口答での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込み者から署名を得なければならない。
-----------------------	--

5. 提供するサービスの内容と料金のご説明（契約書第 5 条から 11 条及び別紙提供方法：単位数表参照）

＊利用料金についての注意事項

利用者に介護保険料の滞納等が生じた場合は、当事業所に利用料金（保険給付）が支払われない場合があります。その場合は、上記料金表の金額を全額お支払いいただく場合があります。

この料金は後日、当事業所が発行する「サービス提供証明書」を添付して市町へ請求すると、全額払い戻しを受けられます。

介護報酬改定により居宅介護支援費（加算などを含む）が改定された場合は、文書により改定された単位数を通知するものとします。

6. 秘密保持（個人情報保護）についてのご説明（契約書第 12 条参照）

居宅サービス計画の作成やサービスの利用調整のために、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いる場合があります。また、必要に応じて利用者の主治医へ診療情報（看護情報）の提供を依頼する場合があります。その際は、必ず利用者もしくはご家族の同意を得てから用いることと致します。

介護支援専門員は業務上知り得た利用者及びご家族の個人情報保護をします。また、職員でなくなった後においても雇用契約条件とし、秘密保持を遵守します。

7. 記録の整備

事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その記録を居宅サービス計画の完了の日から 5 年間保存します。

8. 介護支援専門員の基本姿勢についてのご説明

介護支援専門員は、介護支援サービスのすべての過程において、利用者を擁護し、支援し続ける立場にあります。利用者が最も効果的に保健・医療・福祉サービスを利用できるように利用者の「人権尊重」「主体性の尊重」を重んじながら常に「公平性」「中立性」を保ち利用者の自立生活を支援する社会的責任を果たします。

担当の介護支援専門員（事業所）については、いつでも変更できます。

9. サービス終了についてのご説明（契約書第 11 条参照）

1. 利用者のご都合で終了する場合
 - ・ 文書でお申し出下さればいつでも可能です。
2. 当事業所の廃止などでやむを得ない事情がある場合
 - ・ 終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所を紹介します。
3. 自動的に終了する場合
 - ・ 利用者が介護保険施設へ入所した場合
 - ・ 利用者の要介護状態区分が非該当と認定された場合
 - ・ 利用者がお亡くなりになられた場合
 - ・ 利用者が当事業所の営業ができない程遠隔地へ転居された場合
 - ・ 利用者や家族からのハラスメント行為（契約書第 11 条 3 項）

10. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

11. 損害賠償についてのご説明（契約書第 13 条参照）

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべき事故が発生した場合は下記の加入保険により賠償いたします。（詳細別紙）

加入保険：介護保険・社会福祉事業者総合保険

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

12. サービス内容に関する意見・苦情相談についてのご説明（契約書第 15 条参照）

当事業所の居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

忍海部聡美	兵庫県たつの市御津町中島 980-3 電話番号：079-324-0767 FAX 番号: 079-324-0768
-------	---

○第三者委員

氏名 芝野 稔	役職・肩書等 公認会計士
連絡先	daisansya.shibano@gmail.com
氏名 下川 仁夫	役職・肩書等 社福）甲山福祉センター 顧問
連絡先	daisansya.shimokawa@gmail.com

当事業所以外の苦情・相談窓口は下記の表のとおりです。

名称	所在地
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	神戸市中央区三宮町 1-9-9-1801 電話番号：078-332-5617 FAX 番号: 078-332-5650
たつの市高年福祉課介護保険係	たつの市龍野町富永 1005-1 電話番号：0791-64-3155 FAX 番号: 0791-63-0863
太子町高年福祉課介護保険係	揖保郡太子町鷗 280-1 電話番号：079-277-1010 FAX 番号: 079-276-3892
姫路市介護保険課管理担当	姫路市安田四丁目 1 番地 電話番号：079-221-2923 FAX 番号: 079-221-2444
相生市長寿福祉室	相生市旭 1 丁目 6 番 28 号 電話番号：0791-22-7124 FAX 番号：0791-23-4596

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項の説明をいたしました。

年 月 日

事業者住所：兵庫県芦屋市東芦屋町 6 番 10 号

名 称：社会福祉法人 夢工房

代表者氏名：理事長 滝澤 功治

事業所住所：兵庫県たつの市御津町中島 980-3

名 称：シスナブ御津居宅介護支援事業所

説 明 者：介護支援専門員 氏名

私は、本書面により貴事業所から重要事項についての説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意いたします。

契 約 者

住 所

氏 名

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

身元保証人

住 所

氏 名

(契約者との続柄)

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

提供方法及び料金表

内容	提供方法		
課題分析及び 居宅サービス 計画の作成	「居宅サービス計画ガイドライン」等を使用し身体機能面をはじめ、精神心理面、社会機能面から利用者の状況変化に応じた対応を行います。また、同方式をはじめとし各種方式をコンピューターにより処理し居宅サービス計画を作成します。 居宅サービス計画作成後もサービス担当者会議、サービス提供事業所との連絡調整を行い随時状況の変化に対応します。		
経過観察 再評価	1月に1回以上の訪問及び電話や郵便等で適宜サービス内容の経過観察や再評価を行います。		
給付管理	介護保険でのサービスが受けられる範囲や種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。		
認定申請、 施設入所の 協力、援助	認定の更新や変更の申請代行や施設入所に関する情報提供や相談にも応じます。		
取扱い件数別 利用料金 (1月につき)	居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護1・2	1,086単位
	45件未満	要介護3・4・5	1,411単位
	45件以上60件未満	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
	60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位
	居宅介護支援費（Ⅱ）	要介護1・2	1,086単位
	50件未満	要介護3・4・5	1,411単位
	50件以上60件未満	要介護1・2	527単位
		要介護3・4・5	683単位
	60件以上	要介護1・2	316単位

		要介護 3・4・5	410 単位
加算料金 (1 月につき)	初回加算	新規計画作成利用者、要介護状態区分が 2 段階以上変更	300 単位
	入院時連携加算 I II	入院時における医療機関との連携	250 単位 200 単位
	退院・退所加算	退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等との連携	カンファレンス参加 無 連携 1 回 450 単位 連携 2 回 600 単位
			カンファレンス参加 有 連携 1 回 600 単位 連携 2 回 750 単位 連携 3 回 900 単位
	ターミナルケアマネジメント加算	頻回な利用者の状態変化等の把握等に対する評価	400 単位
	通院時情報連携加算	医師等から当該利用者に必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画に記録した場合	50 単位

	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、医師または看護師と共に、利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、サービスの調整を行った場合。	200 単位
	特定事業所加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。又、地域における人材育成を行う事業者に対する評価	519 単位
	特定事業所加算Ⅱ		421 単位
	特定事業加算Ⅲ		323 単位
	特定事業所加算 A	事業所間連携によって体制を確保する小規模事業所を対象	114 単位
	特定事業所医療連携加算	医療機関との総合的に連携する事業所を評価する。	125 単位
	高齢者虐待防止措置未実施減算		1/100 減算
	業務継続計画未策定減算（R7 年 4 月 1 日～）		
	同一建物減算		95/100 算定
交通費	サービスを提供する実施地域以外の場合につき、 1 km あたり 10 円		